

随意契約の結果の公表

(令和2年5月分)

【総務部】

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
令和2年度定期健康診断業務委託	令和2年5月20日	松江市古志原一丁目4番6号 公益財団法人島根県環境保健 公社理事長森本紀彦	35歳以上職員1人当り8,525円他	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項2号	(公益)島根県環境保健公社しか実施できないため。 ①検診車を所有する等、職場の身近で健診ができ、全県域をカバーできる健診体制がとれる。 ②指定した日時・場所での多数の健診が実施可能で指定した期間内に健診実施が可能。 ③職員の負担軽減のため、特定、特殊業務健診と同時受診が可能。	人事課	単価契約 24,009,219円
令和2年度特殊業務従事者健康診断業務委託	令和2年5月20日	松江市古志原一丁目4番6号 公益財団法人島根県環境保健 公社理事長森本紀彦	電離放射線業務健診職員1人当り 3,630円他	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項2号	(公益)島根県環境保健公社しか実施できないため。 ①検診車を所有する等、職場の身近で健診ができ、全県域をカバーできる健診体制がとれる。 ②指定した日時・場所での健診が実施可能で指定した期間内に健診実施が可能。 ③職員の負担軽減のため、定期健康診断と同時受診が可能。	人事課	単価契約 4,654,830円
不動産鑑定評価について 【地方職員共済会館ホテル宍道湖】	令和2年5月13日	松江市東本町5丁目16-9 株式会社 福田鑑定 不動産鑑定士 福田 満信	1,281,500	第167条の 2第1項第2 号	下記理由により、本契約者でなければ納入期限までに適正な鑑定が望めないと判断されるため。 ①今後の売却スケジュール上、6月末までには鑑定額を確定する必要がある。 ②本契約者は、平成28年度に総務部人事課が行ったホテル宍道湖の建物の不動産鑑定を行っている。その際に土地(敷地)についても考察されているため、他者より当該物件に精通しており、納入期限までの鑑定が可能である。 ③過去の不動産鑑定実績もあり、適正な鑑定が望める。	管財課	